

大規模災害等発生時における
近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書

近畿地区の13国立大学法人（滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学及び奈良先端科学技術大学院大学）（以下「13大学」という。）は、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、近畿地区で大規模災害等が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合に、13大学が相互に連携・協力することにより、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援及び復旧支援を推進し、被災大学の業務継続の確保と早期復旧を図ることを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 本協定において「大規模災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、風水害等の大規模な自然災害
- (2) 新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- (3) その他重大な事件・事故等

（連携・協力の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、被災大学の要請に基づき次の連携・協力を行う。

- (1) 食料、飲料水、防災用具その他生活必需物資の提供
- (2) 教育研究活動等の復旧・再開のために必要な教職員等の相互派遣
- (3) その他第1条の目的達成のために必要と認める事項

（平常時の相互協力）

第4条 13大学は、平常時においても大規模災害等の対策に係る情報共有を図るなど、その推進について相互協力に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結した日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、13大学のいずれかから改廃の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、13大学が協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、13大学は次に記名し印を押すものとする。この協定書は13通作成し、13大学で各1通を所持するものとする。

平成26年2月10日

国立大学法人滋賀大学
学長

（朱印）

国立大学法人京都大学
総長

（朱印）

国立大学法人京都工芸繊維大学
学長

（朱印）

国立大学法人大阪教育大学
学長

（朱印）

国立大学法人神戸大学
学長

（朱印）

国立大学法人奈良女子大学
学長

（朱印）

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長

（朱印）

国立大学法人滋賀医科大学
学長

（朱印）

国立大学法人京都教育大学
学長

（朱印）

国立大学法人大阪大学
総長

（朱印）

国立大学法人兵庫教育大学
学長

（朱印）

国立大学法人奈良教育大学
学長

（朱印）

国立大学法人和歌山大学
学長

（朱印）